

2019年10月15日

## 環境省への質問（改）

ジュゴンの里

Okinawa Environmental Justice Project

公益財団法人 日本自然保護協会

### I 辺野古・大浦湾について

- 1) 米国の NGO である Mission Blue により、このたび辺野古・大浦湾を含む海域が「Henoko-Ōura Coastal Waters」として新たな Hope Spot に登録されることになった。この決定を受けての環境省のお考えをお伺いしたい。
- 2) 辺野古新基地建設に関わる防衛省による環境アセスメント、工事開始後の調査や調査結果の解釈、保全対策について、環境省として分析や評価を行っているか。もし行っているようならばどのように分析されて、評価されているのかお伺いしたい。行っていないのならば、その理由をお伺いしたい
- 3) 事後調査報告書によると、平成 30 年 4 月～平成 31 年 3 月の期間において、ウミガメ類が大浦湾及び辺野古海域に確認されたが、工事用船舶による移動経路の阻害や工事区域からの逃避行動は確認されなかった、とある。ウミガメの行動を見て、それが逃避行動かどうか判断する基準は何か
- 4) 大浦湾海底の軟弱地盤について  
海底の軟弱地盤の大浦湾の生態系における重要性を環境省はどのように認識しているのか。中井達郎ら（2007 年）、黒住耐二（2007 年）などが示すよう、大浦湾の深い場所には他では見られない多くの生物が生息し、新種や希少種、珍しい生態を持つ生物（例：コモチハナガササング群集）などが近年になり発見され、この地形が生物多様性の豊かさを支えていることがわかった。日本サンゴ礁学会の要望書（2019 年 9 月 30 日付け）にも、未記載種を含む特異な生物の存在が予想されるとあり、また地盤改良工事による懸濁物の流動等により大浦湾の注目すべきサンゴ群集や砂泥底に生息する生物に多大な影響が及ぶことが懸念されている。地盤改良工事により、この場所が破壊されることに関するお考えをお伺いしたい。
- 5) 日本生態学会自然保護専門委員会は、軟弱地盤の改良のために、砂杭を打ち込む工法への変更を伴う海域について、生物多様性調査を含む環境影響評価を実施することを要望している。環境省のお考えをお伺いしたい。（2019 年 4 月 8 日付け）
- 6) 気候変動問題が大きくクローズアップされている。辺野古新基地建設事業に伴い、炭素固定速度が速い（熱帯雨林の 20 倍以上）海草藻場を日々失っている。これについて環境省としてはどのように考えるか。  
ちなみに日本自然保護協会（2013）などでたびたび指摘しているよう、海草造成は成功事例がなく代替措置にはならない。

## II より広い事項について

- 1) 環境 NGO としては例えば環境省の世界自然遺産などへの取り組みから、環境省が縦割り行政にとらわれて防衛省や国交省などに遠慮しているように見える。これらの枠組みにとらわれずに環境保護や保全の取り組みができるかということが国内からも子国際社会からも問われていると考える。環境省はどのように認識しているか。遠慮、縦割りは続くのか?
- 2) 環境省がこれまで取組んできたジュゴンの調査や保全への取り組みをどのように自己評価しているか。十分な保全がなされてきたと考えるのであれば、その理由をお答えいただきたい。(1)嘉陽、(2)古宇利島近海、(3)沖繩島周辺、(4)沖繩県全体の取り組みについてそれぞれお答えいただきたい。
- 3) 沖繩のジュゴンの生息状況について  
個体 A と C が行方不明になっていることから沖繩本島周辺海域を中心とし急ぎ 調査をしていただきたい。調査対象の数や生息場所を把握することが保全への第一歩と考えるが、環境省はどのように認識しているのか。
- 4) 不発弾の水中爆破処理が生物に与える影響について  
不発弾の水中爆破処理がジュゴンをはじめとする海の生物に影響が及ぶことについて環境省はどのように認識しているか。特にジュゴンが棲息している可能性がある場所については水中爆破処理を控えるように自治体に助言をしていただくことはできないか。
- 5) 辺野古新基地建設のための土砂を従来予定していた場所よりも広い地点からの購入を防衛省が検討していると報じられている(10月8日の琉球新報)。  
(1)土砂採取地点の環境を破壊すること、(2)IUCNからの勧告(2016)を守ることが困難になることが考えられるが、環境省としてはどう考えるか。
- 6) 辺野古新基地建設に伴う地盤改良工事について9月6日に普天間飛行場代替施設建設事業に係る技術検討会第1回が開催された。当該委員会は護岸や埋め立て地等の設計・施工・維持管理に関する提言や助言を行う役割を担っており、砂の採取地や工事船の避難地となりうる近接海域などの影響が及ぶ可能性のある他の地域・海域を対象とした議論は行われていない。これについて環境省のお考えを伺いたい。

以上